

掛川市条例第55号

掛川市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

掛川市道路占用料等徴収条例（平成17年掛川市条例第134号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（占用料の額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額が200円に満たない場合にあつては、200円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額が200円に満たない場合にあつては、200円）の合計額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p style="text-align: center;">（占用料の額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額が200円に満たない場合にあつては、200円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額が200円に満たない場合にあつては、200円）の合計額とする。</p> <p>3（略）</p>

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市道路占用料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における許可に係る占用料から適用し、施行日前における許可に係る占用料については、なお従前の例による。